

京都市教育長告示第2号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所します。

平成29年6月19日

京都市教育長 在田正秀

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する期間及び変更後の開所時間

| 開所時間を変更する期間 | 変更後の開所時間 |
|--|-----------------|
| 平成29年8月14日(月)から同月16日(水)まで、同月18日(金)、同年12月28日(木)及び平成30年1月4日(木) | 午前9時から午後5時15分まで |

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所する日

| | |
|----------|---|
| 臨時に休所する日 | 平成29年7月22日(土)、同月29日(土)、同年8月5日(土)、同月12日(土)及び同月19日(土) |
|----------|---|

(総合教育センター研修課)